

# 保護地域管理カテゴリーに関するガイドライン

IUCN 国立公園保護地域委員会  
世界自然保護モニタリングセンター  
IUCN 1994

## Guidelines for Protected Area Management Categories

IUCN Commission on National Parks and Protected Areas  
with assistance of the World Conservation Monitoring Center.  
IUCN 1994

### イントロダクション

1992年2月にベネズエラのカラカスで開催された第4回世界公園会議の参加者は、よく管理された保護地域の数を増やすことが緊急な課題であると結論付けた。参加者は保護地域が人々の欲求に応えることを強調した。すなわち、保護地域とは開発の海に浮かぶ島のような存在であるべきではなく、世界各国にとってその自然資源を持続的に管理し、賢く利用するための戦略の一部として位置づけられるべきであり、地域計画の中に位置づけられるべきである。

カラカス会議では、世界の素晴らしい自然地域を保護することから、傑出した風景や文化的に貴重な地域といった人的影響を受けた景観を含むものまで、すべての保護地域が重要であるという事も宣言された。この幅広い利用のあり方では、多くの名前が保護地域に当てられる。例えば、オーストラリア単独でも45の保護地域名があり、アメリカ国立公園局は規定上18種類のタイプの異なる地域を指定している。世界的に見ると、様々な形態の保護地域に対して140を超える名称が付けられている。この多様な制度に一定の順序をもたらす事が、とても有用なステップである事は明らかだろう。

そのため、保護地域の様々なカテゴリーすべてに関してより高い理解を確立することがこのガイドラインの目的である。このガイドラインが基礎とする中心的な原則は、カテゴリーは、保護地域の名称やその目的に適合する管理の有効性によるものではなく、管理の目的によって定義されるべきであるということである。管理の有効性の問題については確かに取り組む必要があるが、それはカテゴリー化の課題とはみなしえない。

ガイドラインは、この分野に関して過去四半世紀にわたるIUCNの活動に基づいて設計されている。これは、特に、1984年に設立されたタスクフォースの努力によるものが大きい。カラカスでのワークショップでの議論・検討も踏まえ、世界中から集まった保護地域管理者の間で数年にわたって行われた広範な議論の成果を反映したものとなっている。このワークショップの成果として、カラカス会議では、IUCN国立公園保護地域委員会(CNPPA、現在はWCPA)及び理事会に、管理目的に応じた保護地域カテゴリーシステムを承認し、政府に対してシステムを推薦し、ガイドラインを通じた解説が行われるように求める勧告が採用された。本報告書はこの勧告に応えるものである。

これらのガイドラインは新たな保護地域の設立を計画する際に、また、既存の保護地域を評価する際に広く用いられることが期待されている。このガイドラインは国内の保護地域システム計画を用意する際の有用な基礎となるよう設計されている。これらのガイドラインは、潜在的保護地域の目的を決定する際に政府や団体に対して推進メカニズムとして必ず考慮されなければならないわけではないことを強調すべきだろう。保護地域は、国や地方もしくは民間の目標や必要性（またはその両方）にそった目的に適合するように設立されるべきものであり、そこで打ち立てられた管理目的に応じて IUCN カテゴリーというラベルが貼られるだけなのである。このカテゴリーは、保護地域システムを動かすものではなく、コミュニケーションや情報交換の促進を発展させるものである。

当然、ガイドラインは単独で成り立つものではない。保護地域の管理に関するより多くのアドバイスが、近年 IUCN によって出版されており、さらに多くのものが、カラカス会議で浮上した活動の成果として今後出版される予定である。だが、このガイドラインは、世界各国の保護地域に専門的に関る人々、管理者や計画立案者、研究者や政治家、市民グループに共通の言葉を提供するものであり、情報や意見の交換を可能とする意味で、特に重要なものとなるだろう

P.H.C. (Bing) Lucas

Chair, IUCN Commission on National Parks and Protected areas

## 目次

イントロダクション.....	1
背景.....	4
基本概念.....	7
カテゴリーの適用.....	11
保護地域面積.....	12
保護地域内のゾーニング.....	12
管理責任.....	12
土地の所有.....	12
地域的なバリエーション.....	13
他目的分類.....	13
保護地域周辺.....	13
国際的な地域設定.....	13
管理カテゴリー.....	15
カテゴリーI 厳正保護地域/原生自然地域.....	15
カテゴリーIa 厳正保護地域.....	15
カテゴリーIb 原生自然地域.....	17
カテゴリーII 国立公園.....	18
カテゴリーIV 種と生息地管理地域.....	20
カテゴリーVI 資源管理地域.....	22

## 背景

IUCN 国立公園保護地域委員会（CNPPA、現在はWCPA）を通じてIUCNはおよそ四半世紀の間、保護地域のカテゴリーに関する国際的な助言を与えてきた。この助言の目的は、以下のものである。

- 政府に対し、保護地域の重要性を警告する
- 国や地方の状況にあわせた管理目標をもつ保護地域のシステムを開発するよう政府を奨励する
- 様々な種類の保護地域を記述する多くの用語の採用によって生じた混乱を解消する
- 世界的・地域的な説明、国際比較に役立つ国際的な基準を提供する
- 保護地域に関する情報の収集、活用 handling、普及の枠組みを提供する
- 一般的に自然保護に関するすべての人たちのコミュニケーションと理解を改善する

まずはじめに、国立公園という用語の定義は1969年のIUCN総会において定められた。レイ・ダスマン Ray Dasman 博士によって多くの先駆的な研究がおこなわれ、そこから、1973年にIUCNによって初期のカテゴリーシステムが形づくられた。1978年に、IUCNは、ケントン・ミラー博士 Dr Kenton Miller が委員長を務めるCNPPA基準・命名委員会によって作成された「保護地域に関するカテゴリー、目的およびその基準」に関するCNPPA報告書を出版した。この報告書では10のカテゴリーが採用されていた。

- I 科学的保存地域/厳正自然保存地域
- II 国立公園
- III 天然記念物/自然ランドマーク
- IV 自然保全地域/自然管理地域/野生生物保護区
- V 景観保護地域
- VI 資源保護地域
- VII 自然生物圏地域/人類学的保存地域
- VIII 多目的利用管理地域/資源管理地域
- IX 生物圏保存地域
- X 世界遺産地域（自然遺産）

このカテゴリーシステムは幅広く利用されてきた。国内法に取り入れられた所もあり、世界の保護地域管理者間の対話に用いられ、『国立公園保護地域国連リスト』の枠組みを形成した（最新の版では、I~Vのカテゴリーが掲載されている）

にもかかわらず、1978カテゴリーシステムは、度々検討され、更新されてきた。特定のカテゴリー間の違いが必ずしも明確ではなく、海洋保全の取扱いを強化する必要が出てきた。カテゴリーのIXとXは独立の管理カテゴリーではなく、一般に、他のカテゴリーの上にかぶせられる国際的な地域設定であった。基準のいくつかは、世界中の状況の変化に合わせてより柔軟に解釈する事が必要とされるものもあった。最後には、カテゴリー化のもとになる基礎概念を記述する言語を最新のものにし、自然環境や人との相互関係などの新たな理解を反映したものにすることが生じた。これらの議論は近年浮上してきたものである。

そのため1984年にCNPAAは、カテゴリーシステムを検証し、必要に応じて修正するためのタスクフォースを立ち上げた。ここでは、先住民族、原生地、陸域/海域景観保護地域に関するいくつかの総会決議を考慮しなければならなかった。ハロルド・アイズピック氏が議長を務めたこのタスクフォースの報告書は、1990年11月オーストラリアのパーズで開催されたIUCN総会のCNPAA専門家会合で披露された。提案されたものは1978年システムの最初の5つのカテゴリーを改定の基礎として修正されたもので、カテゴリーVI~Xを削除する提案も含まれていた。

報告書はおおむね好意的に受け入れられ、1992年2月にベネズエラのカラカスで開催された第4回国立公園保護地域会議でも広く検討された。IUCNコンサルタントのジョン・フォスターJohn Fosterによる分析の前には、トピックの指定されたワークショップも開催されている。ワークショップの参加者はこの文書を検討し、1978年に採用された旧ガイドラインと置き換えるためのガイドラインの早期作成を提言した。これは正式に第4回会議の第17番勧告として採用された。修正ガイドラインが準備され、勧告17に従い、CNPAAの運営委員会および理事会の検討が行われた。その結果が現行のガイドラインである。まずは、保護地域管理カテゴリーに関する一般的な助言をまとめ(Part I)、次に各カテゴリーの検討に入り(Part II)、それぞれのカテゴリーごとの適用例を世界中から集めた事例を紹介している(Part III)。

このガイドラインは、そのため、数十年にわたる保護地域の基盤を幅広くに検討した広範なプロセスの集約結果といえるだろう。これに関しては多くの考え・意見が存在した。1978年ガイダンスの根本的な変更を提案するものもあれば、何の変更も求めない意見もあった。ガイドラインの地域バージョンを求める者もいたし、カテゴリーを厳格にどの地域に対しても順守させるべきという意見もあった。

結論としてガイドラインは以下のものとなった。

- 1978年の原則を前進させる事を目指し、かつ、1990年のタスクフォースの報告書を再確認する
- カテゴリーシステムの運用によって得られた経験を反映させるため1978年ガイドラインをアップデートする
- 用語や設計を単純化しつつ、最初の5つのカテゴリーは保持する

- システムは、現実世界の複雑さに対応するため十分に柔軟なものでなければならないことを認識する
- 世界中でカテゴリーがどのように適用されているかを示す簡潔なケーススタディと一緒に各6つのカテゴリーを描いていく
- 厳格規定ではなく、管理のツールを提供する

## 基本概念

まずはじめに保護地域 Protected Area の定義からはじめる。IUCN によって採択された定義は、第4回世界公園会議(4<sup>th</sup> World Congress on National Parks and Protected Area) のカテゴリーワークショップから生まれた。すなわち、

「生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的にもしくは他の効果的手法により管理される、陸域もしくは海域」

この定義は、保護地域の普遍性を包括したものである。すべての保護地域はこの定義を満たさなければならない。しかし、この定義に含まれる一般的な目的に沿う保護地域であっても、実際には、保護地域管理の主たる目的は大きく異なる。以下は保護地域管理の主要な目的の一覧である。

- ・ 学術研究
- ・ 原生地の保護
- ・ 種および遺伝的多様性の保存
- ・ 環境サービスの維持
- ・ 特有の自然・文化的特徴を保護する
- ・ 観光とレクリエーション(余暇)
- ・ 教育
- ・ 自然生態系から得られる資源の持続可能な利用
- ・ 文化的、伝統的特性の維持

このような違いに関心を払いながら、主要な管理目的にしたがって考えると、保護地域の明確な分類として以下のカテゴリーが浮かび上がってくる。

厳正保護（厳格な自然保存地域/原生地域など）  
生態系保全とレクリエーション（国立公園など）  
自然の特徴の保全（天然記念物 natural monument など）  
積極的な管理を通じた保全（生息地や種の管理地域など）  
陸域景観/海域景観の保全とレクリエーション（陸域・海域景観保護地域など）  
自然生態系の持続可能な利用（資源管理保護地域など）

一方で、多くの保護地域は副次的な管理目的も持っている。

管理目的とカテゴリーの関係は下図のように表現できる。Part2では、それぞれのカテゴリーについて詳細に論を展開し、Part3にて適用事例を紹介したい。

**Table** IUCN 保護地域管理カテゴリーと管理目的との対応表

管理目的	Ia	Ib	II	III	IV	V	VI
学術研究	1	3	2	2	2	2	3
原生地保護	2	1	2	3	3	-	2
種及び遺伝的多様性の保存	1	2	1	1	1	2	1
環境サービスの維持	2	1	1	-	1	2	1
特有の自然・文化的特徴の保護	-	-	2	1	3	1	3
観光とレクリエーション	-	2	1	1	3	1	3
教育	-	-	2	2	2	2	3
自然生態系から得られる資源の持続可能な利用	-	3	3	-	2	2	1
文化的/伝統的特性の維持	-	-	-	-	-	1	2

- 1 主たる目的
- 2 副次的目的
- 3 潜在的に当てはまる可能性がある目的
- 当てはまらない

この分析は、保護地域カテゴリーの国際的なシステムの基礎となるもので、IUCNがこのガイドラインと共に提案したものである。このシステムには、いくつか注意すべき重要な点がある

- ・カテゴリー化の基礎は管理の主たる目的による
- ・カテゴリーの指定は、管理の有効性を論じるものではない
- ・カテゴリーシステムは国際的なものである
- ・保護地域に対する名称は国ごとに変わる
- ・新しいカテゴリーが導入されている
- ・すべてのカテゴリーが重要である
- ・人的介入の段階の違いを意味する

以下それぞれについて論じる。

カテゴリー化の基礎は第1に管理目的による

まず第1に、保護地域の分類は、当該地域が設定された法的制度が定める主たる管理目的に基づいて指定されなければならない。現場の管理目標は補足的な価値を持つ。このアプローチは、保護地域システムの基礎を強固により実践的なものとするためにある。カテゴリーの指定にあたっては、国内法制度（もしくは、同様の効果を持つ慣習的協定や NGO



によって宣言されたもの)において、その地域にもたらされる予定の主たる目的を特定するための検証が求められる。

カテゴリーの指定は、管理の有効性を論じるものではない

1978年システムの改訂にあたって、管理目的と管理の有効性を混同する傾向がある。例えば、カテゴリー（国立公園）に対応する目的を持った法律の下に設定された地域が、人的介入に対する有効な保護が成されていないために、カテゴリー（景観保護区）として指定されることである。二つの異なる判断が混乱の原因になっている。すなわち、ある地域が、「何を目的とするものか」と「どのように運用されているか」である。IUCNは、現在、管理の有効性をモニタリングし記録するための別のシステムを策定中である。モニタリング・システムの完成後は、カテゴリーシステムと並行して進行するもので、管理の有効性に関する情報は国際的なレベルで収集され、記録されるだろう。

カテゴリーシステムは国際的なものである

カテゴリーシステムは、特に、国際比較の基礎を提供するために立案されている。さらに、すべての国で利用される事を意図している。そのため、このガイダンスは非常に一般的なものであり、国・地域レベルで柔軟に解釈される必要がある。また、システムの本質・カテゴリーが一貫して適用される必要性から、カテゴリーの決定に対する最終的な責任は国際的な水準で行われるべきであろう。それについては、CNPAA（現在はWCPA）の助言を受けたIUCN、または、IUCNとの緊密な連携の下、世界自然保護モニタリングセンターが担う。

保護地域に対する名称は国ごとに変わる

理想を言えば、共通の用語を用いながら、IUCNのカテゴリーシステムがまず第1に設定され、それに続いて国内システムが展開するというところだろう。もちろん、実際は、それぞれの国が様々な用語を用いながら国内システムを設定している。様々な国内制度によって作られた多くの国立公園は、厳密に言えば、1978年システムのカテゴリーIIには適合しない。例えばイギリスにおける「国立公園」は、人の定住や広範な資源利用が行われており、カテゴリーVに指定されるのがふさわしい。最新のIUCNの研究では、南アメリカにおける「国立公園」の84%が人の居住に必要な地域となっており、その多くは他のカテゴリーに分類される事がふさわしい。

これまで、このようなケースによって多くの混乱が引き起こされたため、このガイドラインの第2章では、その特定の名称とともに管理の主目的による分類を特定している。いくつかの保護地域の名称のなかには、広く一般に知られたものもあるため、1978年システムで利用される名称に対しても言及している。

もちろん、国レベルでは多様な名称が利用され続けるだろう。このため、同じ名称のものがそれぞれの国ごとに異なる意味を持つてくるのは避けられないことであり、それぞれの国の異なる名称の保護地域が、同じカテゴリーとして記述される事もありうる。まさしくこのことが、国際的なカテゴリーシステムを名称ではなく管理目的によって特定する事を強調する理由なのである。

新しいカテゴリーが導入されている

カラカス会議で採択された勧告では、IUCNに更なる専門家の指摘を考慮することを求めている。その指摘とは、「共同体に対する生産物やサービスを持続的に提供することで、その生物多様性の保全管理が行われている」自然を対象としたカテゴリーが必要であるというものである。この提案を考慮することは、管理の主たる目的を自然生態系の持続可能な利用とする新しいカテゴリーをこれらのガイドラインに組み込まなければならない。重要なのは、その地域は、長期の保護と生物多様性の維持を保障するために管理されるということである。特に、以下の4つの点を考慮しなければならない。

- その地域は、保護地域一般の定義を満たさなければならない
- 少なくとも当該地域の3分2が、その自然状態を維持するよう計画されている
- 大規模な商用の植林地は含まれない。
- 管理当局が現地に存在する

これらの条件がすべて満たされた場合にのみ、その地域はこのカテゴリーに指定される価値を持つといえるだろう。

すべてのカテゴリーが重要である

カテゴリーに当てられた数字は、必ずしも、重要性を反映するものではない。すべてのカテゴリーが自然保護と持続可能な開発に必要なものである。それゆえ、IUCNは、独自の自然や文化遺産の目的に対応し、適切なカテゴリーが適用されるよう保護地域システムを立案する事を各国に奨励したい。それぞれのカテゴリーは特定のニッチを埋めることから、すべての国は、管理カテゴリー全般の適切さを考慮すべきである。

人的介入の段階の違いを意味する

システムに内在する意味は、カテゴリーが人的介入の程度の幅を表しているということである。人類の過去の生態系の改変は、実際、これまで想像されていたよりずっと大きなものである事が研究によって明らかになり、地球上には、長距離汚染や人間によって引き起こされた気候変動の影響から逃れられる場所はない。この意味で、地球上には「真の意味で」自然と呼べる場所は存在しない。その用語はここでは「かけがえのない地球を大切に：Caring for the Earth」で採用された定義を使っている。すなわち、

*産業革命(1750)以来、人間の影響が、(a)他の在来生物種によるものより少ないか、(b)生態系の構造には影響を及ぼしていない生態系。気候変動の要素についてはこの定義から除かれている*

この定義のもと、カテゴリー ~ においては、人的介入・環境改変が制限された自然地域の保護に関連するものであり、カテゴリー 、 、 は大きな介入・改変が見られる地域といえるだろう。

## カテゴリーの適用

新しいカテゴリーの適用は歴史的な文脈の中で行われなければならない。9,000 を越える保護地域が国連リストへの記載基準を満たしており、すべて、1978 年システムのカテゴリー I から V のいずれかに指定されている（国連リストには、世界自然遺産、生物圏保存地域、ラムサール条約登録湿地がリストされているが、VI から VIII までのカテゴリーを採用していない）。カテゴリーシステムは広く世界の多くの地域で採用されており、国内法制度の基礎として利用されることもある。さらに、カテゴリーに関する用語及びその発想は、根付き始め広く採用されるようになっている。このため、これまでのシステムを破棄するのではなく、進化的なアプローチがこのガイドラインでは用いられている。

1978 年システムを利用する中で、特定の基準が、世界の様々なところで起こっている状況変化に対応するにはあまりにも規定的になっていることが分かった。

そのため、このガイドラインは世界レベルの枠組みを提供するために設計されたものであるが、以前のものよりも、幾分柔軟な要素も含んでいる。例えば、境界設定 zoning や土地区分 classification、管理責任者、土地所有者に関するガイダンスは、前のガイダンスよりも規定が少ない。強調すべきは、ある地域のカテゴリーを指定する際は、管理目的の分類を行わなければならないということであり、その目標達成のための正しい条件の存在を確保することである。ガイドラインが適切にかつ一貫性を保って適用されるならば、論理的で世界レベルとの一貫性をそなえた分類で地域をまとめられるだろう。

1978 年システムの解釈の際に生じる課題は以下のようなものがある

- 保護地域面積
- 保護地域内の土地区分
- 管理責任
- 土地所有者
- 地域ごとの差異
- 多様な（多重）分類
- 保護地域周辺の土地
- 国際的な保護区制度との関係

この章では以上のトピックそれぞれの検討事項を簡潔に記していく。

カテゴリーに関する参考文献としては、例えば、『トピックごとの保護地域管理』（IUCN, 1986）や『海洋・沿岸保護地域』（IUCN, 1985）などを参照して欲しい（IUCN は他にもこれらのトピックスに関する詳細なガイダンスを発行している）。それぞれ個々のカテゴリーの観点からいくつかのポイントについて詳細に触れながら定義を続けていきたい。

## 保護地域面積

保護地域面積は、管理の目的を充足するために必要とされる土地・水面の面積を反映すべきだろう。カテゴリⅠに対しては、面積は、厳正保護やベースライン、研究地点、原生自然の保護といった管理目的を達成するため、地域の完全性 integrity の確保が必要となる。または、カテゴリⅡの地域は、例えば、1つまたはそれ以上の完全で、開発・居住による物理的改変の対象とはならない生態系を含むよう充分広く境界線は描かれるべきである。実践的な目的で、国連リストでは少なくとも1,000ha( 島嶼保護区においては、100ha )の地域のみを記載しているが、裁量の余地はある。

また、保護地域の設定の許可権者は、隣接地域からの圧力によってその管理が損なわれていないことを確認する義務を負う。これらの地域が保護地域に組み込まれていない場合、制度に準拠した補足的管理の用意が必要とされる。

## 保護地域内のゾーニング

管理の主たる目的によって指定地域のカテゴリが決定された場合、管理計画には、地域の状況を考慮した多様な目的にあわせた管理地域の設定が通常行われる。しかし、適切なカテゴリを確立するために少なくとも4分3かそれ以上の地域が、主たる目的の管理が行われなければならない。また、それ以外の地域についても主たる管理目的と衝突するような地域であってはならない。ひとつの管理ユニットの一部が異なる管理目的を持つ法律で分類されるケースについては、後に議論する。

## 管理責任

政府は、保護地域制度の国家体系の存在とその良好な運用に対して、基本的な責任を持ち、それを放棄する事はできない。政府は、そのような地域を自然保護および持続可能な開発のための国家戦略における重要な構成要素とみなすべきだろう。しかし、個々の保護地域の実質的な管理責任が、中央政府・広域・地方自治体あるいはNGO、民間部門、地域共同体にあってもよい。このガイドラインでは、そのため、各管理カテゴリの管理当局の形式に関しては、十分に柔軟な解釈を許す。結局のところ、検証すべきは、設定された管理当局が管理目的を達成する能力の有無となる。しかし実際は、保護地域カテゴリⅠ~Ⅲは、なんらかの政府機関が責任を有している。カテゴリⅣおよびⅤの管理責任は、日常国内法制度の枠組みで運用していたとしても、地方監督者が担う事もありうる。

## 土地の所有

管理当局に対する関心事項として、所有の形態が、地域の管理目的の達成と適合するかどうかという重要な検証事項がある。多くの国々では、何らかの公的組織( 国や地域共同体を問わず ) や自然保護の目的を持ち、適当な組織をもった非営利団体による土地所有は、管理を促進し、それゆえ、特にカテゴリⅠ~Ⅲにふさわしいといえる。しかし、これは普遍的にいえることではなく、他のカテゴリにおいては、民間所有のほうが普通であり、しばしば土地所有の形態としては優勢といえる。さらに所有権のいかに問わず、経験上、管理の成功は地域共同体の善意と支援に強く依存している。そのようなケースでは、管理

当局は、管理目的を遵守させるための、良い協議・良いコミュニケーションのシステムを持つ必要がある、また、インセンティブ（誘導措置）も含めた効果的なメカニズムが必要であろう。

## 地域的なバリエーション

カテゴリーシステムは、比較可能なデータ収集・処理の促進、国家間のコミュニケーションの改善を目的として、全ての国で同じ仕方で行うことを意図している。IUCNは、そのため、それぞれの地域で別個の基準が適用されてはならないと考える。しかし、保護地域の設立や管理の状況は、国ごと地域ごとに大きく異なる。たとえば、ヨーロッパのような多様な所有権の下、長期にわたって定住が行われ、管理された景観を持つような地域では、全般的に他の地域と比べて、カテゴリーIIの設立にそぐわず、他方で、その状況がカテゴリーIVやVの設立にずっと貢献してきた。

このガイドラインが備える大きな柔軟性は、異なる地域・国の状況に対してその適用の助けになるだろう。第2章で示される事例で、国際的なカテゴリーシステムが、広く多様な需要の元で、国家で実際的にどのように適用されているかを見る事ができる

## 他目的分類

それぞれのカテゴリーの保護地域は、しばしば連続したもので、ときには、ひとつのカテゴリーが他のそれに含まれる事もある。多くのカテゴリーVの地域では、カテゴリーIやIVの地域を含んでいたり、あるいはカテゴリーIIに隣接する事もある。さらに、カテゴリーIIの地域にはカテゴリーIaやIbの地域を含むものもある。システムの適用に関しては説明や報告の目的ごとでそれぞれ特定されているため、充分一貫性がとれている。単独の管理当局の責任の中で完全な地域を持つことが明らかに利益のあることであるが、それは必ずしも妥当ではない。場合によっては、管理当局間の緊密な協力が重要となるだろう。

## 保護地域周辺

保護地域は、孤立した存在ではない。それらの地域は、生態学的に、経済学的に、政治的に、文化的に、周辺地域とつながっている。このような理由から、保護地域の計画・管理は、地域計画に組み込まれ、より広範な地域に採用されている政策による支援が行われなければならない。カテゴリーシステムの適用の目的に関しては、しかし、ある地域が「緩衝地帯」あるいは周辺地域として使われているならば、それぞれ分けてカテゴリーが特定され、記録されなければならない

## 国際的な地域設定

1978年システムは世界自然遺産地域や生物圏保存地域などのカテゴリーを独自に立てていた。しかし、それらは、独自の権利にのっとったカテゴリーではなく、国際的な地域設定である。実際、多くの世界自然遺産地域は、国家によって設立されおり、このことは多くの生物圏保存地域も同様であるといえよう。ラムサール湿地や地域協定の下で設定された他の地域も同様である。それゆえ、以下の原則は適用し続けるべきだろう。すなわち、

当該地域については、特別な保護のために準備する国内協定を特定し、それは基本的なカテゴリーの1つとして適切に記録されるべきである。特別な国際的ステータスは、例えば、国連リストやその他関連のすべての IUCN の出版物に記録されるだろう。

管理カテゴリー

**カテゴリーI 厳正保護地域/原生自然地域**

: 学術研究若しくは原生自然の保護を主目的として管理される保護地域

**カテゴリーIa 厳正保護地域**

: 学術研究を主目的として管理される保護地域

**定義**

顕著なあるいは代表的な生態系、地質学的地形学的特色が存在し、または、種が生息する陸域または海域で、主として学術研究または環境モニタリングのために利用可能とされる。

**管理目的**

- 可能な限り攪乱されていない生息地、生態系または種の保存を行う
- 動的かつ進化的状況にある遺伝子資源を維持する
- 成立している生態学的プロセスを維持する
- 構造的な景観・風景や岩石侵食を守る
- 避けることのできるアクセスが除外されるすべての地域からのベースラインも含めて、学術研究や環境モニタリング、教育のための自然環境の見本を確保する
- 研究その他の許容される活動を注意深く計画立案し、実行することによって、攪乱を最小化する
- 一般の利用を制限する

**選定の指針**

- その生態系の完全性を確保し、保護される対象の管理目的を達成するために十分な広さを持った地域でなければならない
- 直接的な人的攪乱がほとんど行われない地域であり、その状態が維持される地域でなければならない
- 地域の生物多様性の保全は、保護を通じて達成されるべきものであり、実質的な管理活動や生息地に手を加えることを必要としない地域でなければならない。(参考、カテゴリーIV)

**責任主体**

所有とコントロールは、国家やその他のレベルの政府によって行われ、専門的な能力を持った官庁、あるいは、確立した研究や自然保護機能をもった民間の財団、大学、研究機関、前述の政府や民間組織と協力する所有者を通じて活動しなければならない。長期的保護に

関する適切な保障やコントロールは、指定の前に確保されなければならない。国家主権に論争のある地域を越えた国際的な協定（例えば南極大陸）については例外も認めうる

1978年システムの類似カテゴリー

科学的保存地域、厳正自然保存地域



## カテゴリー1b 原生自然地域

：原生自然の保護を主目的とした保護区

### 定義

自然の特徴を保持した、改変されていない、または、わずかしが改変されていない大規模な陸域・海域で、定常的または大規模な居住による影響がみられない地域。当該保護地域はその自然状態を保存するために保護され、管理されている。

### 管理目的

- 人的活動による攪乱をほとんど受けていない地域を理解し、楽しむ経験の機会を、長期間にわたって、将来世代に保障する
- 長期にわたり本質的な自然の姿と環境の質を維持する
- 現代および将来世代に対して、来訪者の物理的・心理的福祉に最大限貢献し、原生的な地域の質を維持するような水準・形態で、一般市民にアクセスを提供する
- その生活形態を維持するために手に入る資源と調和しながら、低い人口密度で住民共同体が生活していくのを可能にする

### 選定の基準

- 原則的に自然の力によって維持され、人的攪乱が実質的に存在しない、自然度の高い地域を含み、その特性が維持されるような管理がなされなければならない
- 重要な生態学的、地質学的、地理学的価値あるいはその他の科学的、教育的、景観的、歴史的価値を持っている地域でなければならない
- 単純で、静かで、観光汚染にならない旅行の手法（例えば、自動車以外の交通手段）によって、現地に到着でき、孤独のための顕著な機会を提供し、楽しむ事のできる地域でなければならない
- そのような保存と利用を實踐できる十分な大きさを持った地域でなければならない

### 責任主体

カテゴリー a と同様

### 1978年システムでの類似カテゴリー

このカテゴリーは1978年システムには存在せず、原生地域の資源および価値の保護に関するIUCN総会決議（1984年のスペイン・マドリッド総会で採択された）に従って導入されたものである。

## カテゴリーII 国立公園

:主として生態系の保護とレクリエーションを目的とした管理がおこなわれる保護地域

### 定義

陸域または海域の自然地域で、(a)現代および将来世代のために1つまたはそれ以上の生態系の生態学的完全性を保護し、(b)当該地域の設定目的に有害な搾取や土地利用を排除し、(c)精神上、科学上、教育上、レクリエーション上の機会を訪問者に提供する地域。それらすべてが、環境的にもまた文化的にも両立しなければならない。

### 管理目的

- 精神上、科学上、教育上、レクリエーション上、観光上の目的のために、国内および国際的に重要な自然および景観を保護すること
- 生態学的完全性と多様性を提供するため、可能な限り自然の状態、地形地質学的地域、生物群集、遺伝子資源、生物種の代表例を永続させること
- 自然あるいは近自然状態の地域を維持できる水準で、精神、教育、文化、レクリエーション目的の来訪者の利用を、管理すること
- 設定目的に害をなす搾取や土地利用を排除し、以後起こらないよう防ぐこと
- 地域設定で保障される、生態学的、地形学的、美学的特性または神聖性に対する敬意を維持する
- 他の管理目的に悪影響を与えない範囲の必要最低限の資源利用を含めた、先住民の需要を考慮すること

### 選定の指針

- 主要な自然の地域、特徴、風景の代表的な事例を含み、植物種や動物種、生息地、地形学的地域で、特別な精神的、科学的、教育的、レクリエーション的、観光的価値を有した地域でなければならない。
- 現在、人による土地利用や搾取によって物理的改変がされていない地域で、ひとつまたはそれ以上の完全な生態系を含む十分な大きさを持った地域でなければならない。

### 管理責任

通常、国家がもつ管轄権のうち、最もレベルの高い執行能力を有した当局によって所有・管理が行われる。しかし、他のレベルの政府機関、先住民による議会、財団、あるいは、その他、当該地域の長期的な保全を行うため法的に設立された団体にまで拡大する事もありうる。

1978年システムでの類似カテゴリー

National Park 国立公園

## カテゴリーIII 天然記念物

:特別な自然の特徴を保持することを主たる管理目的とする保護地域

### 定義

1つまたはそれ以上の特定の自然や自然文化的特徴を含んだ地域であり、元来の希少性、代表性、美的資質、文化的重要性の観点から、顕著で、類例のない価値を持っているもの。

### 管理目的

- その自然の重要性、類例のないあるいは代表的な質、そして、精神的な理由から、特定の顕著な自然の特徴を永続的に保護または保存すること
- 先述の目的と一貫性をもつ範囲で、研究、教育、自然解説、一般の理解を得る機会を提供すること
- 地域設定の目的に害をなす搾取や土地利用をなくし、以後起こらないよう防ぐこと
- 他の管理目的と一貫性を持つ限りで、そのような利益を居住者に供給すること

### 選定の指針

- 1つまたはそれ以上の顕著で重要な特徴を持たなければならない。(ふさわしい自然の特徴としては、類例のないあるいは代表的な動物相や植物相と並んで、壮大な滝、洞窟、クレター、化石層、砂丘、海景が含まれる。その他、関連する文化的特徴として、洞窟居住地区、絶壁に立てられた砦 cliff-top forts、考古学上の地域や先住民にとって遺産的価値を有する自然地域なども含まれる)
- その特徴の全体を保護することのできる十分な地域および直接関係する周辺地域でなければならない

### 責任主体

国家または、適切な保護とコントロールを行う地方政府・先住民の議会、非営利の信託団体(トラスト)、企業体、(例外ではあるが)民間団体によって所有および管理が行われ、設定の前に本来の特徴の長期的保護の保障が提供されるべきである。

### 1978年システムでの類似カテゴリー

Natural Monument / Natural Landmark 天然記念物

## カテゴリーⅣ 種と生息地管理地域

:主として管理活動を通じた生息地の保全を目的とした保護地域

### 定義

生息地の維持または特定の種が必要とする条件をそろえるための管理目的をもった積極的介入の対象となる陸域または海域

### 管理目的

- 最適な管理のためある人為介入を必要とする、重要な種、種のグループ、生物群集または環境の物理的特徴を保護するのに必要な生息地の条件を確保し、維持すること
- 持続可能な資源管理と関連する活動として、科学的研究と環境のモニタリングを促進すること
- 懸念のある生息地の特徴や野生生物管理の活動を一般に教育し、理解してもらうための制限地域を発生させること
- 地域設定の目的に害をなす採取や土地利用を排除し、以後起こらないよう防ぐこと
- 他の管理目的と一貫性のある範囲で設定地域の中で生活する人々にそのような利益を提供すること

### 選定の指針

- 自然の保護と種の生存における重要な役割を演じる地域であるべきである。(ふさわしいものとして、繁殖地、湿地、サンゴ礁、河口、草原、森林、産卵地、海生生物の採餌場所が含まれる)
- 生息地の保護が、国家レベルあるいは地域レベルで重要な植物相、動物相、移動性動物の繁栄に重要な地域の1つであるべきである
- 生息地の操作が必要である場合に、これらの種と生息地の保全が管理当局による積極的介入に依存している地域でなければならない。(カテゴリーIa参照)
- 保護地域面積は、保護する予定の種が必要とする生息地に依存し、比較的小さいものから非常に大きなものまで幅広くとらねばならない。

### 責任主体

国家、あるいは、適切な保護と調整をおこなう地方政府、非営利信託団体、企業、民間グループあるいは個人による所有と管理が行われるべきである

Equivalent Category in 1978 System 1978年システムでの類似カテゴリー

Nature Conservation Reserve / Managed Nature Reserve / Wildlife Sanctuary

自然保全地域・資源保存地域・野生生物生息地

## カテゴリーV 陸域/海域景観保護地域

:陸域・海域の景観保護とレクリエーションを主目的として管理される地域

### 定義

人と自然の相互作用が時間をかけて作り上げた重要な美的・生態的・文化的価値と、多くの場合高い生物多様性を持つ陸上もしくは沿岸および海洋地域。このような地域の保護、維持、発展のためにはこの伝統的な相互作用が守られる事が肝要である

### 管理目的

- 陸域/海域の景観の保護、伝統的な土地利用、建築様式の維持、社会・文化現象の継続を通し、自然と文化の調和的な相互作用を維持する。
- 自然や、コミュニティの社会・文化的構造の保存と調和した生活様式や経済活動を支援する。
- 景観、生息域、関連する生物種と生態系の多様性を維持する。
- 規模や性質、またはその両方において不適切な土地利用や活動を排除し、以後起こらないよう予防する。
- 種類や規模が地域の重要な特質に適しているレクリエーションや観光を通して、一般の人々に楽しみの機会を提供する。
- 居住者の長期的な福祉や地域の環境保護に対する公衆の支援を促進する事につながる科学的、教育的活動を奨励する。
- 天然の生産物（林産物や水産物など）やサービス（清浄な水や持続可能な形態の観光から得られる収入など）の提供を通し、地域コミュニティに利益をもたらし、その福祉に貢献する。

### 選定の指針

- 選定される地域は、すぐれた風景の質、多様な生息地、動植物相と人間の定住、地域の慣習、生活、信仰に示されるような、独特のまたは伝統的な土地利用パターンや社会組織を供えた景観、または沿岸・島嶼部の海域景観を有していなければならない
- 選定される地域は通常的生活様式や経済活動の中で、レクリエーションや観光を通して一般の人に楽しみの機会を与えるものでなければならない

### 責任主体

その地域は公的な機関に所有される事もあるが、さまざまな管理体制を伴う私的および公的な所有地の寄せ集めである事が多い。こうした管理体制は、陸域/海域景観とそれに関連する地域の慣習、信仰が長期にわたって維持されるようにするため、一定程度計画やその他の規制に従うものでなければならず、必要であれば公的資金や他のインセンティブにより支援されなければならない。

*Equivalent Category in 1978 System* 1978年システムでの類似カテゴリー  
Protected Landscape 景観保護地域

## カテゴリーVI 資源管理地域

：主として自然生態系の持続的な利用を目的に管理される保護地域

### 定義

ほとんど改変されていない自然システムを一部含み、生物多様性の長期的保続のために管理され、同時に、地域共同体の需要を満たす自然生産物やサービスの持続的な循環に供される地域。

### 管理目的

- 生物多様性や地域のその他の自然価値を長期的に保護し、維持すること
- 持続可能な生産を目的とした最新の管理の実践を促進すること
- 地域の生物多様性に弊害をもたらすような目的の他の土地利用へと譲渡される自然資源の基礎を保護すること
- 地域および国家の開発に貢献すること

### 選定の指針

- 改変された生態系の制限地域も含め、少なくとも土地の3分2が自然状態でなければならない（ただし、大規模の商業的プランテーションはふさわしくない）
- 全体として長期にわたって自然価値を損なうことなく、持続可能な利用を受け入れるのに必要な十分な地域をとらなければならない。

### 責任主体

管理は、自然保護に関する明確な付託を受けた公共団体が担うべきであり、地域共同体とパートナーシップをもって実行されなければならない。もしくは、管理は、地域の慣習的な支援と政府または非政府組織の助言によって行われることもありうる。国家やその他の地方政府、共同体、民間の個人、もしくはその連合体が所有権を持つ。

Equivalent Category in 1978 System 1978年システムでの類似カテゴリー

このカテゴリーは、1978年システムの資源保存区/自然生物地域/人類学的地域や多目的利用管理地域/資源管理地域に分類されていた地域を含むが、1978年システムのいずれにも合致するものはない。